

改正

令和6年7月11日議会告示第2号

伊達市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議会運営の円滑な執行を図るため、議長等が議会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は次のとおりとする。

- (1) 伊達市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 伊達市勢の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) その他議長が特に必要と認めたもの

(支出区分等)

第3条 交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (2) 祝費 飲食を伴う各種総会、大会、式典等に係る経費及びその他祝い金
- (3) 弔費 葬儀等における香典、供花、供物等に係る経費
- (4) 見舞金 災害、事故等の見舞いに係る経費
- (5) 協賛金 活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費（市費からの助成又は補助がある場合を除く。）
- (6) 贈答品 来客等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (7) その他 その他議長が特に支出する必要があると認められる経費

(支出額)

第4条 交際費の支出額は、別表のとおりとする。ただし、別表にない事案が発生した場合の交際費は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月11日議会告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

項目		伊達市議会				
		金額		弔電	弔辞	備考
会費	懇親会、祝賀会等	会費相当額				限度額
祝費	各種大会、式典等					10,000円
	議長が特に支出する必要があると認めた者	社会通念上妥当と認められる額				
弔費	市議会議員	10,000円	花環	○	○	弔辞は遺族より依頼があった場合
	同上家族	5,000円	花環	○		
	元市議会議員	5,000円	花環	○	○	弔辞は遺族より依頼があった場合
	旧町議会議員	—	—	○		
	市三役	5,000円	花環	○		
	同上家族	5,000円	—	○		
	元市（町）長	5,000円	花環	○		
	地元選出国會議員又は県 議会議員	その都度協議		○		
	同上家族	その都度協議		○		
	管（県）内市町村議会 議長	その都度協議		○		管（県）内市町村は、伊達市を除く福島県内の市、桑折町、国見町、川俣町及び大玉村とする。
同上家族	その都度協議		○			

	議長が特に支出する必要があると認めた者	社会通念上妥当と認められる額
その他	見舞金	社会通念上妥当と認められる額
	協賛金	社会通念上妥当と認められる額
	贈答	社会通念上妥当と認められる額
	議長が特に支出する必要があると認めた者	社会通念上妥当と認められる額

備考 この表中の家族とは、配偶者及び同居する 1 親等の親族とする。